

只木ゼミ後期第5問検察レジュメ(反対尋問)

文責:3班

1. 弁護レジュメ1頁33行目について、「加盟店にとっては名義人本人であるかという点は重要ではなくなるため」とあるが、その理由は何か。
2. 弁護レジュメ1頁16行目以下の「他人名義のクレジットカード利用が詐欺罪になるか」の論点について、弁護側の主張はクレジットカード利用の実情に重点を置いているように思えるが、加盟店はカード利用者が近親者であるか否かはどのように判断しているのか。
3. 弁護レジュメ全体を通して、弁護側の主張は加盟店がクレジットカード使用者・名義人に関する信義則上の義務を負うことを否定する旨のものと解することができるが、実際にクレジットカード規約等で加盟店に確認義務を課しているという事実をどう考えているか。